

(1) 犯罪被害者等支援条例の制定について

犯罪被害者等支援条例は、犯罪被害に遭われた方やその家族に対し、被害の回復及び生活の再建を支えるため、必要な支援内容等を規定するもので、全国各地の自治体で取り組まれている。

支援内容としては、支援金等による経済的負担の軽減や、関係機関・団体と連携して情報提供などを想定しています。

市といたしましては、令和 8 年度に検討会を設置し、様々な関係機関等の意見を取り入れながら、令和 9 年 4 月に条例施行を目指します。

① 条例制定の背景

- ・平成 16 年、犯罪被害者等基本法が制定。地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされた。
- ・平成 28 年、国の第 3 次犯罪被害者等基本計画から、地方公共団体による犯罪被害者等に特化した条例（以下「特化条例」という。）を制定する動きが全国的に広まっている。
- ・令和 3 年、国の第 4 次犯罪被害者等基本計画では、警察において、地方公共団体における総合的・計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、特化条例の制定等について適切に情報提供を行うとともに協力を行うとされた。
- ・令和 5 年 6 月、国は犯罪被害者等施策推進会議決定「犯罪被害者等施策の一層の推進について」では、犯罪被害者等が居住地にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けられるようにするため、「地方における途切れない支援の提供体制の強化」等が示され、犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化が求められている。
- ・令和 7 年 9 月、重大事件の被害者や遺族を弁護士が一貫してサポートする新たな制度を盛り込んだ改正総合法律支援法が令和 8 年 1 月 13 日に施行され、公的支援の拡充を求める声が強まっている。

② 特化条例制定の必要性

犯罪被害者等基本法では、理念において、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講ぜられなければならないとあり、「地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。(第5条)」、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対する給付金の支給にかかわる制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。(第13条)」と規定されております。

特化条例を制定することは、市や市民、事業者の責務を明確化することができ、被害者支援の根拠となります。

また、給付金や見舞金などの経済的支援を規定することにより、国などの補償金が時間を要することに対し、地方公共団体が速やかに給付金等を支給することにより、犯罪被害者は補償金を受けるまでの間の経済的支援を受けられ、途切れない支援の提供が強化され、犯罪被害者の支援の幅が広がることとなります。

③ 他市における条例制定状況

(ア)全国の制定状況（令和7年4月現在／犯罪被害者白書より）

- 犯罪被害者等支援特化条例制定数 1,101市町村（約64%）
- 犯罪被害者等支援見舞金制度導入数 1,119市町村（約65%）

(イ)全道の制定状況（令和8年1月現在／北海道警察本部HPより）

- 犯罪被害者等支援特化条例制定数 108市町村（約60%）

※市については、

北斗市、網走市、札幌市、岩見沢市、富良野市、留萌市、赤平市、士別市、登別市、江別市が制定しています。

(2) 検討部会の設置及びスケジュールについて

① 検討部会設置について

犯罪被害者等支援のための条例（特化条例）の制定に向け、犯罪被害者等に関わる多方面の意見を取り入れ、実効性のある内容とするため、苫小牧市防犯のまちづくり懇話会の中に、別紙（案）のとおり、犯罪被害者等支援条例検討部会を設置します。

② 条例制定スケジュール予定

3月(18日)	防犯のまちづくり懇話会開催（趣旨説明・部会の設置）
6月	第1回検討部会開催（意見聴取）・庁内関係部署会議
7月	第2回検討部会開催（素案）・庁内関係部署会議
9月	市議会委員会報告（素案）
10月	パブリックコメントの実施
11月	第3回検討部会開催（条例案） 防犯のまちづくり懇話会開催（条例案）
12月	市議会委員会報告（条例案）
令和9年2月	市議会条例案提出
令和9年4月	条例施行

犯罪被害者等支援条例検討部会の設置規約（案）

第1条 検討部会の設置

犯罪被害者等支援のための条例（特化条例）の制定に向け、苫小牧市防犯のまちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）の中に、犯罪被害者等支援条例検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

第2条 部会員の選定について

部会員は、懇話会委員の中から選定し、新たに犯罪被害者等支援の関係団体の中から若干名を加えて、10名以内とする。

第3条 部会長について

部会には、部会長及び副部会長を置く。

第4条 部会の開催及び任期・解散について

部会については、複数回開催し、任期は、作成した条例（案）を懇話会へ報告するまでとし、その後、部会は解散とする。

第5条 任期中の退任について

任期中に、部会又は懇話会を退任した部会員については、特に必要な場合を除き、補欠は行わないものとする。

その他の事項については、苫小牧市防犯のまちづくり懇話会設置要綱の規程を準用する。

この規約は、令和8年3月18日より適用する。

(別紙)

犯罪被害者等支援条例検討部会員（案）について

令和8年3月18日

NO	選出区分	役職	氏名
1	苫小牧市町内会連合会	会長	山端 豊城
2	苫小牧市民生委員児童委員協議会	会長	松村 順子
3	苫小牧市女性団体連絡協議会	理事	谷澤 浩美
4	苫小牧市人権擁護委員協議会	高齢者障がい者人権委員	松平 定明
5	特定非営利活動法人 エクスプローラー北海道	代表理事	佐藤 一美
6	懇話会公募委員		中田 知穂
7～ 10	関係団体から若干名 ※警察関係者、弁護士会、 子ども関連支援団体等 を想定		